

令和 3 年度 第 2 回
和泉市都市計画審議会

参 考 資 料

目 次

資料番号	資料内容	ページ
1	【議案第1号関係】 南部大阪都市計画公園の変更について	1
2	【議案第2号関係】 特定生産緑地の指定について	7

資料番号 1
南部大阪都市計画公園の変更について

南部大阪都市計画公園の変更について(概要)

1 都市計画変更の対象公園

- ①3・3・219-18号 旭公園 (廃止)
- ②3・3・219-20号 新旭公園 (追加)

2 位置図



3 対象公園の現況

① 旭公園 【昭和49年当初決定】

種別	近隣公園
都市計画決定面積	約1.0ha
うち開設済面積	約0.8ha
うち未開設面積	約0.2ha
都市計画変更後の面積	(廃止)
主要な公園施設	<ul style="list-style-type: none">エントランス広場休憩広場多目的広場児童広場芝生広場



② 新旭公園

種別	近隣公園
都市計画決定面積	—
都市計画変更後の面積	約1.0ha
主要な公園施設	<ul style="list-style-type: none">エントランス広場休憩広場多目的広場児童広場芝生広場



4 都市計画変更の理由・目的

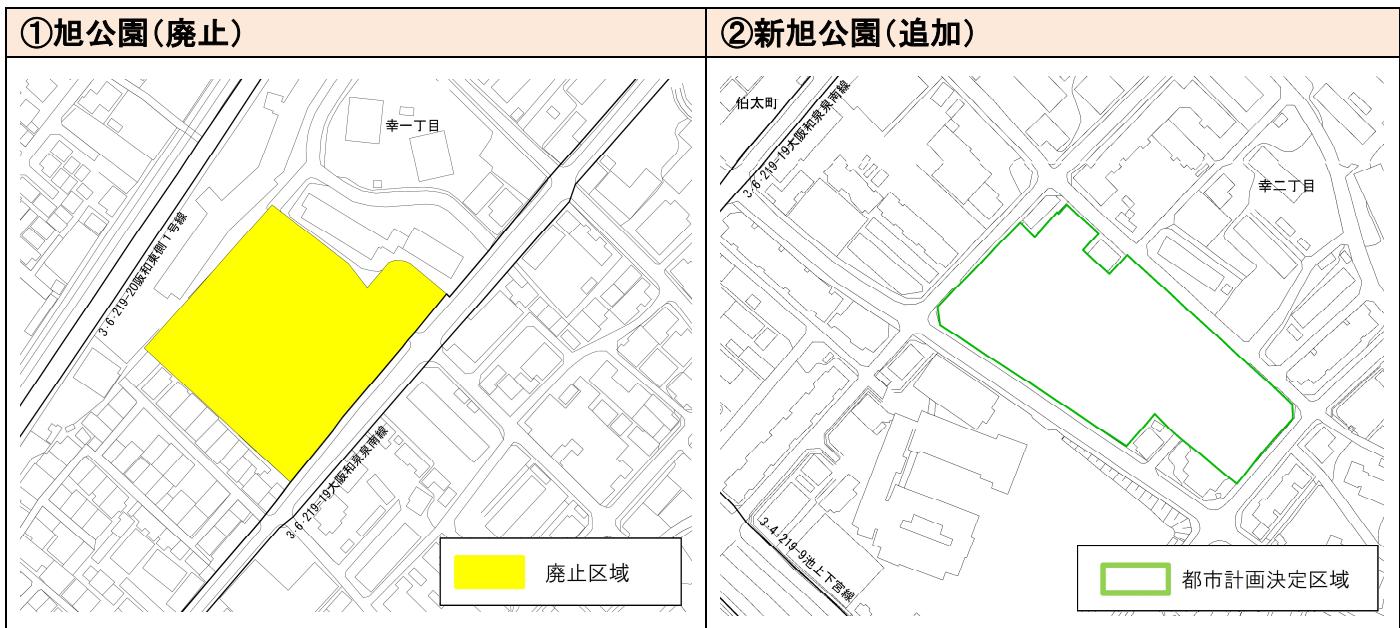
富秋中学校区と隣接校区の一部(以下「富秋中学校区等」という。)においては、老朽化が進む小中学校や市営住宅等公共施設の最適配置の実現を図るとともに、人口減少や児童・生徒数の減少などの地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを行うための取組みが予定されています。具体的には、施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の導入や、市営住宅その他公共施設の集約建替えを行ったうえで、集約化して生まれた跡地を活用し、まちに必要な民間住宅地、商業施設、広場等の整備・誘導を行うことが計画されています。(令和2年3月策定「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」)。

同構想に基づく公共施設の再編事業の一環として旭公園(近隣公園)を廃止し、新たに新旭公園(近隣公園)を追加することで、都市環境の保全や都市景観に資するとともに、地域住民が憩いや癒しを享受できるみどり豊かな新たなまちのコミュニティ拠点機能及び災害時の一時避難地としての防災機能を有した公園の整備を目指すものです。

5 都市計画変更内容

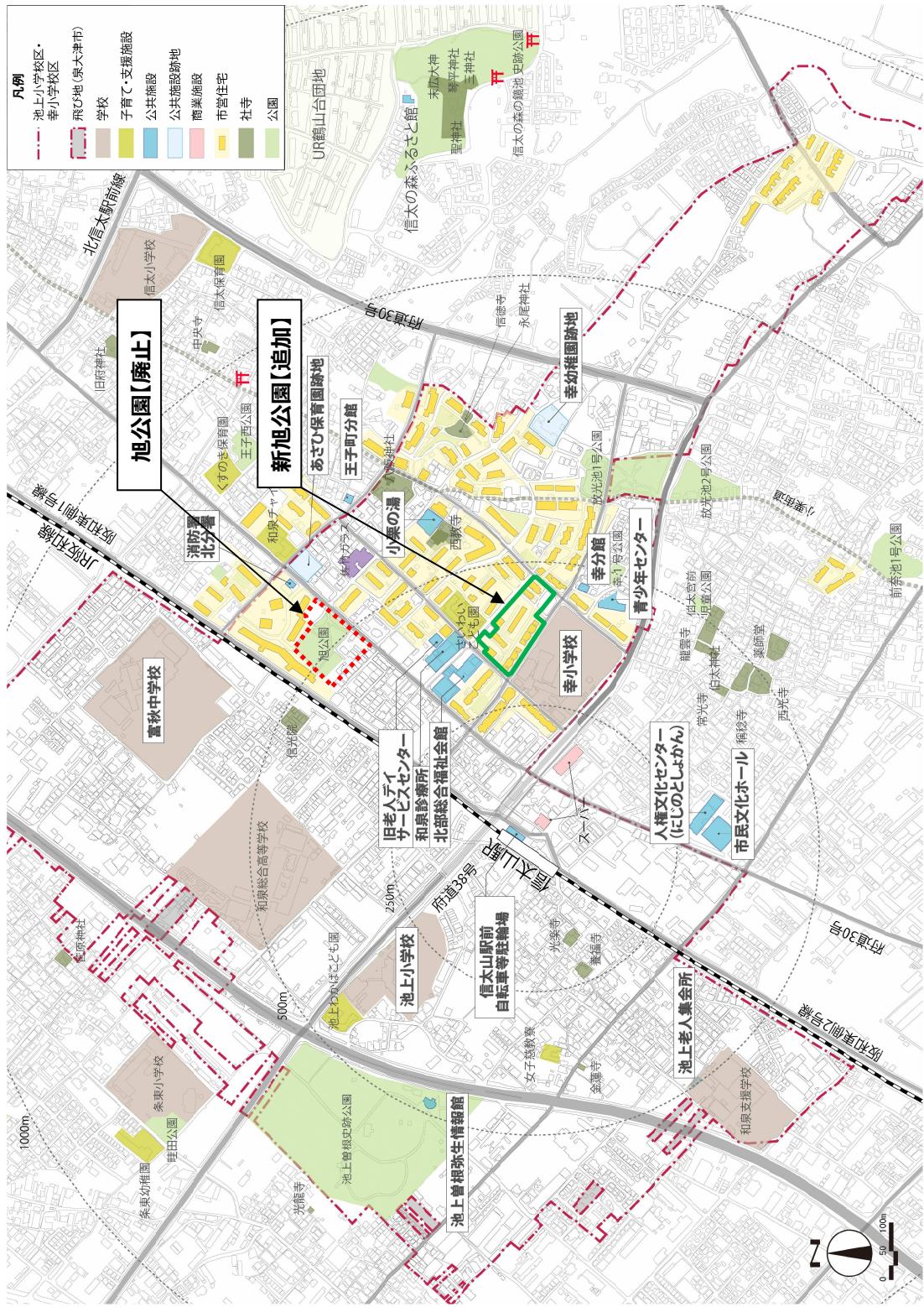
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考	摘 要
	番 号	公園名				
近隣公園	3・3・219-18	旭公園	和泉市幸一丁目地内	約 1.0ha 廃止		計画変更(最終) 平成 16. 12. 28
近隣公園	3・3・219-20	新旭公園	和泉市幸二丁目地内	— 約 1.0ha		

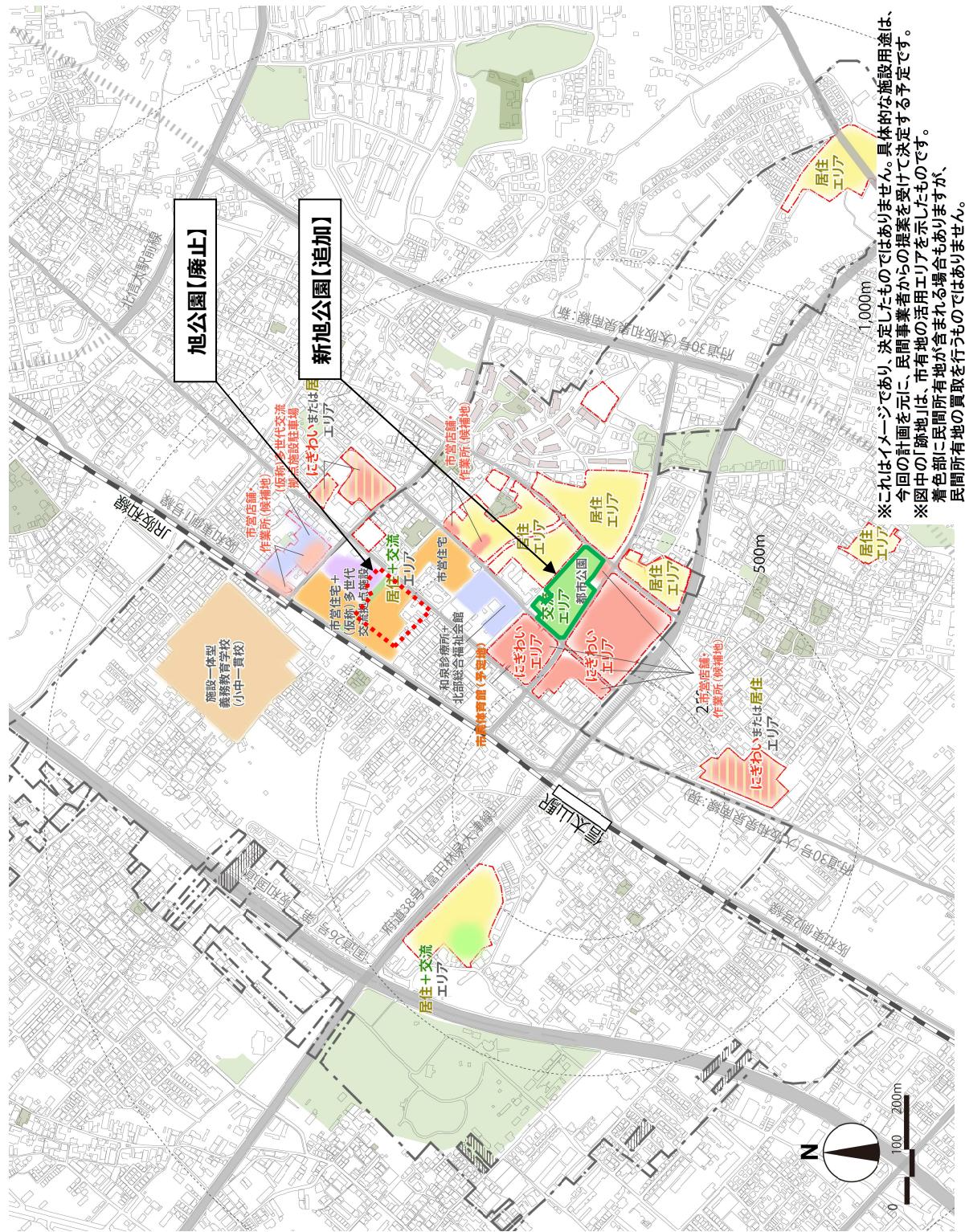
上段:変更前、下段:変更後



6 公共施設の再編及び跡地活用の方向性

(現況)





7 都市計画案の策定経過

(1) 都市計画原案の市民説明会

開催日時	主な意見
令和3年8月27日	<ul style="list-style-type: none">・反対意見無し・その他意見（町名変更により現在は旭町という町名が存在しないが、昔から近隣に住まう者として、旭公園の“旭”という名称をできれば残してほしい。他、植樹に関する意見あり。）

(2) 都市計画法第16条に基づく公聴会の開催

原案の縦覧期間	公述 申出	公聴会 開催日
令和3年9月1日～9月15日	無し	(開催中止) ※

※公聴会は公述申出がある場合のみ開催。

(3) 都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧

案の縦覧期間	意見書の提出
令和3年12月1日～12月15日	意見無し

資料番号 2

特定生産緑地の指定について

1. 特定生産緑地制度の概要

○生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できる。

○特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行わなければならない。

特定生産緑地に指定した場合	特定生産緑地に指定しない場合
<ul style="list-style-type: none">・買取りの申出ができる期日が10年延期される。・従来の税制措置（相続税等の納税猶予の適用、固定資産税等の農地課税）や建築等の行為制限が継続される。・特定生産緑地に指定後10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。	<ul style="list-style-type: none">・生産緑地の指定から30年経過後はいつでも買取りの申出が可能。・従来の税制措置が受けられなくなる。・買取りの申出をするまでは、生産緑地として建築等の行為制限は継続される。・生産緑地の指定から30年経過後は特定生産緑地として指定できない。

2. 営農状況等の確認方法

申請書類に添付されている直近の写真
航空写真（平成30年撮影）
過去の全筆調査（3年毎）の記録

} 営農や管理が適切にされていることを確認等

3. 指定申出等の状況（令和4年2月1日現在）

対象となる生産緑地(※)	①特定生産緑地の指定を希望する		②希望しない	合計 ①+②	回答率
	今回諮問する生産緑地	諮問済の生産緑地			
330地区 (1068筆)	108地区 (256筆)	239地区 (726筆)	25地区 (86筆)	330地区 (1068筆)	100%
		計305地区 (計982筆)			

※第1次指定（平成4年8月18日）、第2次指定（平成4年11月30日）の生産緑地

（申出基準日は第1次指定が令和4年8月18日、第2次指定が令和4年11月30日。）

4. 今後の予定

○意向変更（非指定から指定）の相談があつた場合

申出基準日の1か月前まで受付を行う予定。（意見聴取は都市計画審議会の書面開催で対応予定。）

○意向変更（指定から非指定）の相談があつた場合

都市計画審議会での意見聴取は行わず、令和4年12月頃開催予定の都市計画審議会で事後報告を予定。

○特定生産緑地の指定に係る告示の時期

各申出基準日までに告示を予定。

○第3次指定（申出基準日：令和5年12月6日）について

生産緑地所有者の意向確認を行った上、令和4年12月頃開催予定の都市計画審議会で諮詢を予定。